

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下に定める企業理念および企業ビジョンに基づき、全てのステークホルダーとの共存共栄を図りながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。特に、当社が今後迎える成長フェーズにおいては、技術の先進性を磨きつつ、緻密なマーケティング・営業活動により、優れた半導体製品と最適なソリューションを提供して、グローバル半導体企業の地位をより確固たるものとすることを目指します。そのためには、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を可能とするコーポレートガバナンス体制を構築することが重要であると認識し、株主を含めたステークホルダーとの対話と協働、適正な情報開示、適切な権限委譲と実効性の高い監督機能の確保などを通じて、その継続的な充実に取り組みます。

『企業理念』

ルネサス エレクトロニクスは、夢のある未来をつくる企業を目指し、創意を結集した新技術により、地球と共生して人々が豊かに暮らせる社会の実現に貢献します。

『企業ビジョン』

私たちは、創造力を発揮し、純粋な技術革新により、世界中のお客様のニーズに誰よりも早く応えます。そして、信頼されるパートナーとして、持続的に成長する強いグローバル半導体企業を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者等の後継者計画の策定・監督】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定・監督について、当社を取り巻く環境がよりこれまで以上に複雑に、かつ速いスピードで変化していく中で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のための重要な課題の一つとして位置づけております。従業員を対象としたサクセションプランの検討を開始しておりますが、これと合わせてグローバルかつ多様な経営視点や経験・専門知識を有する最高経営責任者等の後継者を持続的に発掘、育成していく体制を整えてまいります。

【原則4-3および補充原則4-3-1. 経営陣幹部の選解任や評価についての公正かつ透明性の高い手続の履行】

【補充原則4-10-1. 任意の仕組みの活用】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討にあたり、より公正性および透明性を確保するため、より適切なプロセスを確立していくよう検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の選任】

当社は、独立社外取締役として3名を東京証券取引所へ届け出ております。そのうち2名は当社の支配株主である(株)産業革新機構の執行役員であるため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に照らせば、外形上、当該取締役が十分な独立性を備えていないと捉えられる可能性があることを認識しております。しかししながら、当社としては、(1)(株)産業革新機構の執行役員を兼務している独立社外取締役2名においても独自の外部的な視点から率直な意見や助言を行い、取締役会における業務執行を監督し、その責務を十分に果たしていること、(2)支配株主から独立した独立役員3名(社外取締役1名および社外監査役2名)を含め、取締役の過半数および監査役の2/3以上を独立役員とする現在の取締役会では少數株主の利益保護に配慮できていること、(3)成長にむけた施策を加速させるため、意思決定の迅速性・効率性の維持・向上を可能とする少人数体制が現在の当社にとって最適な布陣であることから、現時点においては支配株主から独立した社外取締役のさらなる増員は不要と考えております。

【補充原則4-8-1. 独立社外取締役と経営陣・監査役・監査役会との連携】

今般、新たに支配株主から独立した社外取締役を選任いたしました。今後速やかに、独立社外取締役を有効に活用するための体制整備を進め、少數株主の保護により資するようなガバナンスの構築に努めてまいります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準の策定】

当社は東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠しておりますが、今後の事業環境や当社の株主構成等も踏まえて、独自の独立性判断基準の策定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則I-4. 政策保有に関する方針、政策保有株式の議決権行使基準】

当社では、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものをいわゆる政策保有株式とみなしておりますが、これを保有しております。

【原則I-7. 関連当事者間取引についての適正手続の概要】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条にて、開示しております。

https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/company/cgc_20151130.pdf

【原則3-1(1). 経営理念等や経営戦略、経営計画】

経営理念は、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しております。

経営戦略・経営計画は、当社ホームページに掲載しております。

https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/event/presentation/2016_q2_growth_ver03.pdf

<https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/event/presentation/2016-q4-reform.pdf>

【原則3-1(2). コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(3). 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続】

取締役の報酬については、本報告書「2.1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

【原則3-1(4). 経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名の方針・手続】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第15条および第17条にて、開示しております。

https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/company/cgc_20151130.pdf

【原則3-1(5). 経営陣幹部・取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明】

取締役の選任理由は、当社ホームページに掲載の「第14期定期株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類、第2号議案「取締役5名選任の件」

に記載しております。

<https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/event/20160527-notice.pdf>

監査役の選任理由は、本報告書「2.1【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任範囲の概要】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第17条および第18条にて、開示しております。
https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/company/cgc_20151130.pdf

なお、取締役会での決議を必要としている主な事項は、定款および法令で定めるものほか、以下のとおりです。

- ・経営の基本方針に関する事項(中期経営計画、年度会社計画、子会社の基本的運営方針等)
- ・人事・組織に関する事項(執行役員の選任・業務分担の決定、人事・処遇制度の変更等)
- ・重要な財産の取得および処分に関する事項(設備投資、M&A等)
- ・経理・財務に関する事項(多額の経費支出等)

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体構成についての考え方】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第15条にて、開示しております。
<https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/library/security.html>

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況は、当社ホームページに掲載の「第14期有価証券報告書」に記載しております。

<https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir/library/security.html>

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性分析・評価の結果概要】

2015年度の取締役会を対象に、2016年4月に取締役・監査役へのアンケート方式による現状評価と改善点の洗い出しを行いました。内容としては、取締役会の構成の妥当性、独立社外取締役の活用状況、取締役会資料の十分性、取締役会における各議案についての執行側からの説明の十分性、取締役会における議事進行の妥当性(意見が出やすいような配慮がなされているか等)、取締役会の審議時間・開催頻度の妥当性等についてです。

その結果の概要は以下のとおりです。

- (1)独立社外取締役と経営陣・監査役・監査役会との連携に関し、さらなる充実を検討すること
- (2)取締役会資料や経営側からの説明の十分性、議事進行の妥当性、取締役会の審議時間・開催頻度については現状の方法で特に問題はないこと
- (3)2016年度の取締役会においては、今後の事業戦略・成長戦略についての審議を一層深めることができること
- (4)経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討にあたり、より公正性および透明性を確保するため、より適切なプロセスを確立していくよう検討すること

当社は、この結果と今後の事業環境、当社の株主構成等を踏まえ、対応策の策定とその実行を進めております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第21条にて、開示しております。
https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/company/cgc_20151130.pdf

【原則5-1. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条および別紙にて、開示しております。

https://www.renesas.com/ja-jp/media/about/ir/company/cgc_20151130.pdf

(その他説明を行うべきとする原則の実施状況について)

【原則1-3. 資本政策の基本方針の策定・説明】

当社は、現時点では、売上総利益率、営業利益率をKPI(重要業績評価指標)として収益性的改善を進めていくことが、強靭な財務体質の改善につながるものと考えており、2016年度における売上総利益率45%と営業利益率2折%の達成を最重視しております。
また、当社の株主還元方針は、企業価値の最大化の観点から、新製品の研究開発、設備投資等のために内部留保を重視し、強靭な財務体質の実現を目指しながら、利益の一部を配当することを基本としております。各期の配当の金額については、連結および個別の利益剰余金の状況、連結の利益の状況、翌期以降の利益見通しおよびキャッシュ・フローの状況等を考慮して決定いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)産業革新機構	1,152,917,000	69.15
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(三井住友信託銀行再信託分・日本電気(株)退職給付信託口)	135,300,000	8.11
(株)日立製作所	127,725,748	7.66
三菱電機(株)	104,502,885	6.26
トヨタ自動車(株)	41,666,600	2.49
日産自動車(株)退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行(株) 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	25,000,000	1.49
日本電気(株)	12,595,857	0.75
(株)デンソー	8,333,300	0.49
キヤノン(株)	4,166,600	0.24
パナソニック(株)	4,166,600	0.24

支配株主(親会社を除く)の有無

(株)産業革新機構

親会社の有無

なし

補足説明

(1)日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(三井住友信託銀行再信託分・日本電気(株)退職給付信託口)の所有株式数135,300,000株(所有株式の割合8.11%)は、日本電気(株)が保有する当社株式の一部を退職給付信託に拠出したものです。当該拠出後の当社株式の議決権行使については日本電気(株)が指図権を留保しており、当社における同社の実質的な議決権比率は8.87%です。

(2)日産自動車(株)退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行(株) 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)の持株数25,000,000株(持株比率1.49%)は、日産自動車(株)が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。当該拠出後の当社株式の議決権行使については日産自動車(株)が指図権を留保しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期 更新	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

提出日現在において、当社議決権の過半数を所有する(株)産業革新機構との取引はありませんが、同社と取引等を行う場合の取引条件については、少数株主の利益を害することがないよう、当社と関連を有しない第三者との取引条件と同等のものとすることを基本方針としております。また、取引内容に応じ、社内の稟議決裁手続、取締役会での決議等により、取引の公正性を確認したうえで実施することとし、同社から就任した取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当社取締役会の決議に参加しないこととしております。

5. その他コード・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

(株)産業革新機構は当社議決権の過半数を所有する会社でありますが、当社では、以下のとおり同社からの独立性を確保しております。
・当社は、(株)産業革新機構のみならず大株主その他の取引先との関係において、事業運営面における経営判断および取引の独立性を確保することを方針として事業を遂行しております。
・当社は、(株)産業革新機構から2名の社外取締役を迎えておりますが、全取締役5名の過半数に満たないため、経営判断においては一定の独立性が確保されていると考えております。また、日常の業務執行については、執行役員または部門長等が、稟議決裁基本規則に定める職務権限に従い、当社としての独自の立場に基づいた決定をしております。
・当社は、当社の業績およびガバナンス向上のため、当社および(株)産業革新機構と利害関係のない独立役員として社外取締役1名および社外監査役2名を選任しておりますが、これらの独立役員には、取締役会において、独立公正な立場から発言をいただいております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機構構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
勝又 幹英	他の会社の出身者							○			
豊田 哲郎	他の会社の出身者							○			
岩崎 二郎	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝又 幹英	○	(株)産業革新機構の代表取締役社長を務められております。	(株)産業革新機構等において、幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことを期待していることから、社外取締役として選任いたしました。また、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
豊田 哲郎	○	(株)産業革新機構の専務執行役員マネージングディレクターを務められております。	(株)産業革新機構において、幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことを期待していることから、社外取締役として選任いたしました。また、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
岩崎 二郎	○	—	長年にわたり複数の会社で役員を務められ、事業運営の経験を有するとともに、現在も他社で取締役・常勤監査等委員などを務められており、これらにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことを期待していることから、社外取締役として選任いたしました。また、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新]

各監査役は、会計監査人に対して随時、監査についての報告を求めております。また、監査役会と会計監査人との間で定期的に会合を実施し、会計監査計画・実施結果等についての報告を聴取するとともに、監査活動等に関する意見交換を必要に応じて随時実施し、相互連携をはかっております。さらに常勤監査役は、会計監査人の行う主要な会社資産(たな卸資産等)の実査に立会い、適正な処理が行われていることを確認しております。

常勤監査役は、内部監査室長と定期的に会合をもち、内部監査の結果を聴取するとともに、改善提案事項に関する意見交換を行う等して、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	m
福田 和樹	他の会社の出身者												
清水 芳信	公認会計士												
山崎 和義	弁護士												
閑根 武	他の会社の出身者									○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 和樹	—		当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容に精通しており、また、日本電気(株)において長年にわたる経理業務経験を有するとともに、その子会社において執行役員として事業運営に携わった経験を有しており、それらの経験を通じて培われた豊富な知識、経験や高い見識等(財務および会計に関する相当程度の知見を含む)を活かして当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待していることから、社外監査役として選任いたしました。
清水 芳信	○	—	長年にわたる公認会計士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識等(財務および会計に関する相当程度の知見を含む。)を活かして、主に財務および会計の視点から、当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待していることから、社外監査役として選任いたしました。また、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
山崎 和義	○	—	長年にわたる弁護士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識等を活かして、主に法律的の視点から、当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待していることから、社外監査役として選任いたしました。また、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
閑根 武	○	(株)産業革新機構の経営管理グループ ポートフォリオ管理室 執行役員マネージングディレクターを務められております。	公認会計士としての専門的な知識、高い見識等(財務および会計に関する相当程度の知見を含む。)を活かして、主に財務および会計の視点から、当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待していることから、社外監査役として選任いたしました。また、

(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益
相反生じるおそれがあるとされる事項に該当
しないことから、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 6名

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役に関する考え方については、「1.1. 基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の【原則4-8. 独立社外取締役の選任】をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#) 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

「2.1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#) 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、当社取締役（社外取締役を除く）および当社取締役を兼務しない当社執行役員を対象に、従来以上に株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。なお、来年度以降、当社の従業員（執行役員を除く。）ならびに当社連結子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および従業員を対象に、同様の株式報酬型ストックオプションを導入する予定です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額が開示された有価証券報告書および事業報告は、当社のホームページに掲載して公衆縦覧に供しております。また、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬の個別開示を行っております。
<http://japan.renesas.com/ja-jp/about/ir.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#) あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、月額報酬（同業他社の役員報酬の水準および当社取締役としての責務に相応する適正な水準を考慮のうえ職位に応じて設定）、賞与（当社グループの前年度の最終利益率をベースに役職毎に設定した基準額等を踏まえて、代表取締役社長兼CEOが決定）、および株式報酬型ストックオプション（当社グループの直近3年間の最終利益率をベースに役職毎に設定した基準額を踏まえて、取締役会が決定）により構成され、2016年6月28日開催の第14期定時株主総会で承認された年額500百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）の範囲内）において支給しております。但し、社外取締役に対しては、その役割・位置づけを考慮し、月額報酬のみを支給しております。また、執行役員を委嘱されている取締役には、上記のほか、執行役員としての月額報酬および株式報酬型ストックオプションを支給することとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

(1) サポート体制
社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、取締役会および経営会議の主な審議案件について、案件担当の部署と取締役会の事務局である法務統括部スタッフが連携して必要に応じて事前に説明を行う等、適時、サポートを行っております。

社外監査役のサポート体制としては、監査役室に専任スタッフ4名を配置してその職務遂行を補助しております。また、監査役会の運営においては、常勤監査役から当社の経営動向の説明、監査活動報告等を、非常勤監査役から他社事例の紹介等を行い、監査活動に関する情報共有を行っております。

(2) 情報伝達体制
社外取締役および社外監査役に対しては、当社の経営および事業活動に関する情報の重要度に応じ、関係部門から適宜、情報提供を行っているほか、必要に応じて、社外取締役または社外監査役が、当社の社内Webサイトにアクセスできる環境を整備する等、タイムリーに情報共有できる仕組みを構築しております。

また、取締役会および監査役会の開催にあたっては、法務統括部スタッフが取締役会審議に関係する通知、資料等を、監査役室スタッフが監査役会審議に関係する通知、資料等をそれぞれ提供する等、各会議の事前準備のため、適時に十分な情報提供を行うことに努めるとともに、社外取締役からの質問、指摘等に対しては法務統括部スタッフが、社外監査役からの質問、指摘等に対しては監査役室スタッフがそれぞれ社内関係部門への調査等を行い、迅速に回答しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

(1) 現状の体制の概要

当社は、積極的に外部の視点を取り入れ、多角的に経営課題に対処するため、多様な経験や専門知識を有する社外役員を選任しており、5名の取締役のうち、3名を社外取締役とともに、4名の社外監査役を選任しております。また、当社の業績およびガバナンス向上のために、的確かつ客観的な助言をいただける優れた人材を求め、当社および支配株主と利害関係のない独立役員として社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。

(2) 業務執行

当社は、職務執行を行う取締役として適任者を選任するため、取締役会が候補者の経歴、経験等を総合的に考慮して株主総会に提出する取締役選任議案を慎重に審議し決定しております。

取締役会は、3名の社外取締役を含む5名で構成されており、原則として月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な意思決定を機動的かつ迅速に行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当社において社外取締役は、他の取締役の職務執

行が妥当なのか否かを監督およびチェックすること、および自己の経験から培われた知識、経験、見識等を活かして外部の視点から経営上の意思決定に参加することをその機能および役割としております。なお、取締役会には、現在女性は含まれておりません。

取締役会付議案件については、事前審議が不要なものを除き、原則として、常勤取締役および執行役員常務で構成される経営会議で事前審議を行うことにより、審議の充実を図っております。さらに、当社では、社長兼CEO、内部統制担当役員および管理部門担当役員等で構成される「内部統制推進委員会」を原則として2ヶ月に1回開催し、当社グループにおける、内部統制関連業務に係るPDCAサイクルの監督や内部統制システムに係わるコンプライアンス違反行為等が発生した場合の原因究明、再発防止策等の審議、検討を行っております。

また、当社は、事業執行責任の明確化および職務執行に関する意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、取締役会で定める執行役員の業務担当事項および「稟議決裁基本規則」により適切な権限委譲を行っております。

(3)監査役および監査役会

監査役は、取締役の職務執行状況につき監査を実施しております。また、監査役会は、4名の社外監査役で構成されており、原則として月に1回定期時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、監査方針等を決定するとともに、各監査役から監査状況等の報告を受けております。なお、社外監査役4名のうち3名は弁護士および公認会計士であり、かつ独立社外監査役であります。また、監査役のうち3名は財務および会計に関する相当程度の見識を有しております。

各監査役は、監査役会の定めた監査方針等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役、執行役員および従業員からの事業報告および職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況(コンプライアンス体制、内部統制システムを含む。)の調査、子会社の調査等により、取締役の職務執行を監査しております。また、定期的に内部監査部門や会計監査人から監査についての報告を受けるとともに、隨時、情報交換を行う等、相互連携を図っております。なお、監査役会には、現在女性は含まれておりません。

(4)内部監査部門

内部監査については、10名からなる内部監査室が、事業執行部門、スタッフ部門、連結子会社等、当社の経営組織の業務執行につき、コンプライアンス、リスク管理および内部統制の観点から、業務執行部門とは独立した第三者の立場から検証、評価し、問題があれば具体的な是正・改善施策を提言しております。また、定期的に情報交換を行う等、監査役および会計監査人と相互連携を図っております。

(5)会計監査

会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。2015年度において当社の会計監査を行った指定有限責任社員および業務執行社員である公認会計士は、剣持宣昭および花藤則保の両氏であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士および公認会計士試験合格者等であります。

当社および連結子会社が新日本有限責任監査法人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益は総額140百万円であり、そのうち、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項に規定する業務に対する報酬は95百万円であります。

(6)責任限定契約

当社は、勝又幹英、豊田哲朗、岩崎二郎、清水芳信、山崎和義、閑根武の6氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社定款に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役により取締役の職務執行を監査するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。「2.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の現状から、本体制は機能していると考えておりますが、「1.1. コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の事項の検討を進め、さらなるガバナンスの充実に努めてまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目処としています。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年の定時株主総会(第14期)は6月28日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話等から議決権が行使できるインターネットによる議決権行使サイトを開設しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会の招集通知(要約)およびその添付書類等(英文)を作成しております。
その他	株主総会の招集通知およびその添付書類等(和文・英文)を、株主総会開催日の1ヵ月程度前から当社ホームページ、東京証券取引所および株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	東京証券取引所の定める適時開示規則、および会社法、金融商品取引法等の関係諸法令に沿った情報開示において、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ(https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir/disclosure.html)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家を対象として、四半期毎(年4回)の決算発表に関する説明会を開催しており、毎回100~200名程度の方にご参加いただいております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州、アジアの機関投資家を直接訪問または証券会社主催のカンファレンスにおいて面談し、経営方針や業績について、常勤取締役または執行役員常務等による説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir.html)に決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、株主総会関係資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: コーポレートコミュニケーション部 担当役員: 執行役員常務兼CFO 柴田英利 事務連絡責任者名 コーポレートコミュニケーション部 部長 小林洋一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループにおける企業倫理の確立およびコンプライアンスの確保を目的として「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」および「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」を制定するとともに、CSR推進部門および内部統制推進委員会を設置しております。これにより、すべてのステークホルダーの皆様に対して社会的責任を果たしていくことを目指す当社グループの姿勢を社内外に明示すると同時に、CSR活動に係る事項はCSR推進部門が担当部門として統括し、また、コンプライアンス推進事項は内部統制推進委員会において審議し、当社グループのCSR活動およびコンプライアンス活動を推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、国際連合が提唱する「グローバル・コンパクト」に賛同しております。「グローバル・コンパクト」は、企業等に対し、人権、労働、環境および腐敗防止の4分野において、10原則を遵守し、実践するよう要請するものであり、当社は当該10原則に則り、事業活動を推進しております。 環境保全活動に関しては、当社グループは、エコプロダクト・エコアクション・エココミュニケーションを3本柱とした活動を推進しており、ISO14001規格に準拠した環境マネジメントシステムを構築・運用しております。工場の省エネ活動や環境配慮型製品の推進等を通じてCO2の削減などの地球環境の保全に取り組んでおります。また、森林保全事業への参加や植林等の活動を通じて水源林の保全にも取り組んでおります。 これらの環境保全に関する活動のほか、当社グループでは、強制労働・児童労働の禁止をはじめとした人権の尊重と機会均等の実践、良好な職場環境の創造、お客様満足(CS)の向上、社会貢献活動等のCSR活動全般について、積極的に取り組んでおります。 これらの活動について、ステークホルダーの皆様にご紹介するため、「CSRレポート」を発行し、当社ホームページ上に掲載して社内外に情報発信しております。 レポートはこちら(http://japan.renesas.com/ir/)からご覧いただけます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」に基づき、公平、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を推進するとともに、その活動内容の積極的な開示に努めております。当社では、会社法、金融商品取引法等の関係諸法令や、東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を適時、適切に行うとともに、投資家の投資判断に影響を与えると思われる重要な情報も、積極的に、迅速かつ公平に開示します。
<女性の活躍の方針・取組について>	

その他

当社では、ダイバーシティ確保および女性の活躍促進に向けて、採用、配置、昇進等あらゆるステージにおいて性別による区別なく、実力や成果に応じた評価を行っております。
また、仕事との両立を支援するため、出産・育児・介護等をサポートする勤務制度や補助制度、出産・育児等により退職した女性の再雇用制度を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針について、取締役会において決議し、本基本方針に基づいて体制の整備を実施しております。本基本方針は、当社ホームページ(<https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir/company/governance.html>)に掲載のとおりですが、その概要は、次のとおりであります。

- 1. 取締役、執行役員および従業員(以下「社員等」という。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・取締役は、企業倫理の確立ならびに社員等による法令、定款および社内規則の遵守の確保を目的として制定した「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」および「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」を率先垂範とともに、当社および子会社(以下「ルネサス エレクトロニクスグループ」といいます。)の社員等に対し、周知徹底し、遵守させる。
・取締役は、「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス基本規則」においてコンプライアンスの推進体制・啓発活動等の基本的事項を定め、内部統制推進委員会にコンプライアンスに関する事項の審議・決定を行わせ、ルネサス エレクトロニクスグループを対象にした研修等を実施し、徹底を図る。
・取締役は、ルネサス エレクトロニクスグループにおけるコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実に関する内部通報窓口であるルネサス エレクトロニクスグループホットラインを設置し、ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および取引先からの通報を受け付ける。また、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者は何らの不利益を被ることがないことを周知する。
・取締役は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役は、法令に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等その作成および保存に関し法令の定めがある文書等を適切に作成、保存、管理するとともに、「文書管理・保存基本規則」に基づき、社員等の職務に関する各種の文書、帳票類等を適切に作成、保存、管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理に係る基本的事項を「リスクおよび危機管理基本規則」に定め、この規則に沿ったリスク管理体制を整備し、構築する。
・各執行役員および各部門長は、その担当として定められたリスクの具現化の予防策および具現化した場合の対応策を予め定めることにより、損失の極小化を図る。
・リスクが具現化した場合、その重大性に応じ、執行役員(社長兼CEOを含む。)は、「リスクおよび危機管理基本規則」に従い、自らを長とする適切な組織体を設置し、その対応にあたる。
・取締役は、金融商品取引法等、適用される国内外の法令等に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループの財務報告に係る内部統制の評価、維持、改善等を行う。
- 4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
・取締役は、取締役会を月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
・取締役は、執行役員制度を導入し、取締役会において経営上の重要な意思決定を迅速に行うとともに、職務執行の監督を行う。また、取締役会付議案件のうち経営上の重要な事項の事前審議を経営会議において行い、審議の充実を図る。
・執行役員(取締役兼務者を含む。)は、本部長その他の従業員に対し、権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。
・執行役員(取締役兼務者を含む。)は、取締役会で定める執行役員の業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的に職務を執行するとともに、取締役会で定めた経営計画および予算の進捗状況を定期的に確認する。
- 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
・取締役は、「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」、「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」および「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス基本規則」に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、子会社に対し必要な指導および支援を行う。
・取締役は、「関係会社管理運営規則」に基づき、業務主管部門および関係会社主管部門を通じて、子会社の日常的な管理、指導および支援を行うとともに、子会社の取締役の職務の執行に係る事項について定期的な報告を行わせる。
・取締役は、リスク管理を担当する部門を通じ、子会社において、リスク管理および危機管理に関する規程の制定、危機発生時の連絡網および行動計画の作成等を行わせる。
・取締役は、内部統制推進委員会等を通じ、ルネサス エレクトロニクスグループ共通の意思決定ルールの策定およびグループガバナンスの方針決定等を行う。
・取締役は、ルネサス エレクトロニクスグループ全体の業務の適正性を確保するため、内部監査室にルネサス エレクトロニクスグループの監査を行わせるとともに、主要な子会社に、内部監査機能を持つ部門または個人を配置し、内部監査室および子会社監査役との連携を図らせる。
- 6. 監査役の職務を補助すべき従業員および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
・取締役は、監査役の職務遂行を補助する専任スタッフからなる監査役室を設置する。当該専任スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、常勤監査役との事前の協議を要するとともに、当該スタッフは、監査役補助業務について取締役の指揮・監督を受けない。
- 7. ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等が監査役に報告するための体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないとすることを確保するための体制
・ルネサス エレクトロニクスグループの社員等は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
・内部監査室は、監査役に対し、ルネサス エレクトロニクスグループに係る内部監査報告書を定期的に提出し、また、監査役が出席する取締役会において内部監査結果を報告する。
・内部統制推進委員会は、監査役に対し、ルネサス エレクトロニクスグループホットラインによるルネサス エレクトロニクスグループの社員等からの通报状況を定期的に報告する。
・当社は、監査役へ報告をしたルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「ルネサス エレクトロニクスグループ基本規則」および社内サイトにおいて明記する。
- 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、当該費用または債務を負担する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会に出席するほか、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる。取締役は、会社の重要な情報に対する監査役のアクセス権限を保障する。
・監査役は、原則として月1回以上監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

ルネサス エレクトロニクスグループ各社のすべての役員および従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした行動をとり、一切の関係を遮断するとともに反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行いません。
当社は、反社会的勢力排除に向け、社内規則および社内体制の整備を行うとともに、取引契約への暴力団排除条項の導入推進などの施策を実施しております。

(1) 社内規則等の整備状況

上記の基本的な考え方を「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」に明記し、社内外に宣言するとともに、ルネサス エレクトロニクスグループ各社の役員および従業員に対し、当該行動規範の周知徹底およびコンプライアンス意識の啓発のための教育を継続的に実施しております。

(2) 社内体制の整備状況

反社会的勢力からコンタクトがあった場合には、人事・総務統括部と経営企画統括部を中心として対応することとしており、平素から所轄警察署等の外部専門機関と定期的な情報交換を行う等、緊密な連携を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、情報開示の担当部署として、コーポレートコミュニケーション部を設置しております。社内の重要情報は、情報取扱責任者を部長とする同部で集中管理され、社外への開示も同部が一元的に行っております。適時開示の要否については、コーポレートコミュニケーション部、経営企画部、経理部および法務統括部が連携、相互にチェックを行い、コーポレートコミュニケーション部が適時開示手続きを行います。当社の会社情報の適時開示に係る具体的な手続きは以下のとおりであります。

(1)各スタッフ部門長および各本部長は、自部門または自部門が主管する子会社(全ての連結子会社をいう。)に係る「適時開示情報」を認識した場合、コーポレートコミュニケーション部に報告する。

(2)コーポレートコミュニケーション部、経営企画部、経理部および法務統括部は、適時開示情報に關し、相互にチェック、報告を行う。

(3)「適時開示情報」のうち、取締役会付議基準に該当する事項に關しては、取締役会事務局である法務統括部を通じて取締役会に付議する。また、経常会議付議基準に該当する事項に關しては、経常会議事務局である経営企画部を通じて経常会議に付議する。

(4)コーポレートコミュニケーション部長は、直ちに(取締役会付議案件および稟議決裁対象案件に關しては、それらの手続き完了後直ちに)東京証券取引所に対し適時開示を実施する。

